2020 年 4 月 8 日

第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者　各位

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
(一財)日本冷媒・環境保全機構
(一社) 日本冷凍空調工業会

第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者の技術者証有効期限の再延長について

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、フロン排出抑制対策にご尽力いただいておりますこと、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染を防ぐため、**政府が 4 月 7 日**に、東京など 7 都府県を対象に**緊急事態宣言**を発令したことに伴い、**2020 年 4 月 9 日～5 月 31 日**までに開催される全ての講習を延期いたしました経緯から、更新講習会の受講日の確保を考慮いたしまして、第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者で技術者証有効期限が **2020 年 6 月 30 日及び 2020 年 12 月 31 日**の方には、技術者証の**有効期限を既に**ご通知していた**３か月よりさらに延長しまして、１年間延長**することに決定いたしました。詳細は以下をご確認くださいますようお願い申し上げます。

そこで、講習会の受講は、代替の開催日等でご受講を調整いただきたくお願い申し上げます。更新申請料につきましては、有効期限延長した**１年間**は、通常料金で申請することが可能になります。詳細は**別紙**をご確認ください。

なお、有効期限は延長いたしますが、再度、技術者証はお送りいたしません。本通知を技術者証期限の延長とする根拠とする証明書といたします。

また、今回の措置で当該技術者の有効期限は１年間間延長しておりますが、更新講習会受講後の有効期限は、現在お持ちの技術者証に記載の期限より５年間延長した期限になります。詳細は**別紙**をご確認ください。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【有効期限延長を認める対象の技術者】

第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限

有効期限：2020 年６ 月 30 日→**2021 年６月 30 日**

有効期限：2020 年 12 月 31 日→**2021 年 12 月 31 日**

※ただし、更新講習会にお申込みされる際は、技術者証に記載の有効期限（2020 年 6 月 30 日又は 2020 年 12 月 31 日）でご登録をお願いいたします。

以上

別紙

第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者

【更新講習会受講後の有効期限】

有効期限：2020 年 6 月 30 日

現在の技術者証有効期限：〔更新前〕2020 年 6 月 30 日 →**〔延長〕2021 年 6 月 30 日**

更新受講後の有効期限　：〔更新後〕2025 年 6 月 30 日

有効期限：2020 年 12 月 31 日

現在の技術者証有効期限：〔更新前〕2020 年 12 月 31 日 →**〔延長〕2021 年 12 月 31 日**

更新受講後の有効期限　：〔更新後〕2025 年 12 月 31 日

※当該技術者の有効期限は１年延長しておりますが、更新講習会受講後の有効期限は、現在お持ちの技術者証に記載の期限より５年間延長した期限になります。

【更新講習に係る費用】

<table>
<tr><th colspan="2">技術者証の有効期限
2020 年 6 月 30 日</th><th colspan="2">技術者証の有効期限
2020 年 12 月 31 日</th></tr>
<tr><th>ＷＥＢ申請者</th><th>書面申請者</th><th>ＷＥＢ申請者</th><th>書面申請者</th></tr>
<tr><td colspan="2">有効期限内申請期間
～2021 年 6 月 30 日</td><td colspan="2">有効期限内申請期間
～2021 年 12 月 31 日</td></tr>
<tr><td>更新申請料
15,400 円（税込）</td><td>更新申請料
16,500 円（税込）</td><td>更新申請料
15,400 円（税込）</td><td>更新申請料
16,500 円（税込）</td></tr>
<tr><td colspan="2">更新不可
2021 年 7 月 1 日～</td><td colspan="2">更新不可
2022 年 1 月 1 日～</td></tr>
<tr><td colspan="4">更新講習会は受講できません。第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者証の取得を希望する場合は、新規講習会をご受講ください。</td></tr>
</table>